

令和8年度 薩摩川内市民まちづくり公社事業計画書

I 概況

本公社は、薩摩川内市と連携し、芸術・文化・スポーツ等の振興を図るとともに、市民の皆様に喜んでいただけるよう、文化施設、社会体育施設、公園その他公共施設の管理及び運営等の事業を行い、市民の皆様の生涯学習の推進及び福祉の向上に努めて参りました。特に、受託施設の管理においては、効率的な運営に努め、これまで市民の皆様に安全、安心、快適なサービスの提供に努めて参りました。

この間、公社経営を取り巻く環境は、光熱費や燃料費を始めとする物価高、最低賃金の大幅な引上げに伴う人件費の高騰、人手不足等による人材確保の困難さなど、厳しさを増している状況であります。今後においても、多くの市民の皆様に喜んでいただけるよう、生涯学習等の公益目的事業を積極的に実施するとともに、管理受託施設の利用促進と市民の皆様の生涯学習の推進等に寄与して参ります。

II 基本方針

令和8年度においても、定款に定める設置目的に沿った事業運営を積極的に行うとともに、各事業については、サービスの向上や経費の節減などに引き続き努めて参ります。

特に、昨今の物価高や最低賃金の大幅な引上げに伴う人件費の高騰等の影響により、正味財産残高の減少が顕著になっていることから、費用対効果を考慮し、健全な公益法人経営を行って参ります。

公益目的事業については、専門性、独自性のある事業を選定し、事業実施の際には、事業の目的、内容、規模等を適切に精査し、また、収益事業においては、施設利用者等のニーズに沿った商品やサービスの提供に努め、公益目的事業の財源確保に努めます。

なお、現在管理受託している公共施設のうち、入来文化ホールの指定管理期間が最終年度となることから、引き続き管理を受託できるよう応募します。

III 事業内容

1 公益目的事業

公社定款第4条の規定に基づき、市民の皆様の生涯学習の推進と福祉の向上に寄与するため、次のとおり事業を実施します。

(1) 受託施設管理事業

指定管理者制度等に基づき、薩摩川内市から受託する公共施設について、施設の設置目的に沿って適切に管理及び運営を行うとともに、当該受託施設等を活用して生涯学習の推進に資する展示や各種講座、創作体験教室、イベント等を実施します。

また、管理受託する施設のうち、川内歴史資料館、川内まごころ文学館等にお

いて、市内の歴史、考古、民俗、美術及び文学等に関する調査、研究を行います。

《管理受託施設の内訳》

- ア 指定管理者制度による受託施設・・・78施設
 - a 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）（1施設）
 - ・せんだい宇宙館
 - b 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）（72施設）
 - ・総合運動公園の有料公園施設、御陵下公園施設：12施設
 - ・屋外運動場照明施設：14施設
 - ・川内地域及び樋脇地域の都市公園：35施設
 - ・川内地域の普通公園：10施設
 - ・寺山いこいの広場：1施設
 - c 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）（4施設）
 - ・川内歴史資料館、川内まごころ文学館
 - ・薩摩国分寺跡史跡公園、横岡古墳公園
 - d 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）（1施設）
 - ・入来文化ホール・サンフラワーいりき
- イ 部分管理受託施設・・・1施設
 - a 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（1年間）
 - ・中央図書館（平日・休日・夜間運營業務）

(2) 芸術・文化・スポーツ振興事業

ア 芸術文化振興事業

薩摩川内市の公共施設等を活用して優れた音楽、舞台芸術等を鑑賞する機会を市民の皆様に提供し、市民文化の高揚を図ります。

イ スポーツ振興事業

薩摩川内市総合運動公園等において、スポーツ教室や講演会などのスポーツイベントを開催し、スポーツ振興等に寄与して参ります。

(3) いきいき生涯学習事業

指定管理受託施設等を活用し、生涯学習事業、講座等を自主事業として実施し、管理受託施設の利用促進を図るとともに、本市の生涯学習の推進に寄与して参ります。

また、薩摩川内市総合運動公園等では「ニュースポーツ体験会」を開催し、市民の皆様に新たなスポーツに触れていただく機会を創出します。

(4) 花と緑のまちづくり事業

地区コミュニティ協議会、自治会、ボランティア団体等に花苗を無料配布し、市内公共施設等の環境美化等に努め、花と緑のまちづくりを推進するとともに、環境美化ボランティア団体等を支援し、公社管理施設等の環境美化に努めます。

(5) キラキラ寺山事業

せんだい宇宙館及び寺山いこいの広場において、「市民星空観望会」、「宇宙館科学工作教室」、「ウィークエンド工作教室」及び「流星群観望会」等を実施し、天文学の普及と施設の利用促進に努めます。

(6) サービス事業

管理受託施設において、コピーの実費サービス等を行い、施設利用者の利便を図ります。

(7) 広報宣伝事業

芸術・文化・スポーツ等の自主事業の活動状況及び管理受託施設の利用状況等について、次の広報宣伝を行い、市民の皆様の利便性の向上や事業への参加促進を図るとともに、管理受託施設の利用促進を図ります。

- ・公社報（アクスタイム） 月1回発行（2,000部）
 - ※ 市内公共施設、学校、事業所、報道機関等に配布
- ・新聞チラシ（アクスタイム情報） 月1回発行（約12,800部）
 - ※ 南日本新聞川薩地区販売所長会発行の「家庭メモ」の裏面を活用し、アクスタイムの情報を抜粋して掲載
- ・ホームページの更新 随時

2 収益事業

公社定款第5条の規定に基づき、公益目的事業（自主事業）の財源の一部に充当し、同事業の推進に資するため、次のとおり収益事業を実施します。

(1) 売店の設置運営事業

施設利用者の利便を図るため、総合体育館ではエントランスホールに売店を設置し、清涼飲料水や軽食、スポーツ用品等を、また、せんだい宇宙館では宇宙グッズコーナーを設置し、星座ストラップや宇宙食等を販売します。

(2) 自動販売機の設置運営事業

管理受託する施設や都市公園等の利用者の利便を図るため、清涼飲料水等の自動販売機を設置します。

(3) 書籍等の販売事業

管理受託する施設で実施するイベント、企画展等に関連する商品や書籍等の販売のほか、ミュージアムグッズの製作、販売に取り組みます。

3 事務局

設立目的に沿った事業の実施や公社経営を行うとともに、公益目的事業及び収益事業を円滑に実施するため、保留財源の減少に配慮しつつ、予算及び事務の的確な

執行を行って参ります。加えて、厳しい雇用情勢であることから、職員の確保と勤務継続への取組みなど、良好な雇用環境の維持に努めます。

また、令和10年3月に公社設立30周年を迎えることから、記念事業の実施に向けて取り組んで参ります。

4 事業の体系

本公社の事業の体系は、次のとおりです。

